財務省　再検討要請

管理番号	提案区分：区分	提案区分：分野	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例
66	A　権限移譲	産業振興	経営力向上計画に係る認定権限の都道府県知事への移譲	中小企業等経営強化法に基づく、各主務大臣の経営力向上計画に係る認定権限を都道府県知事に移譲する。	中小企業等経営強化法に定める中小企業等の事業計画の種類として、経営力向上計画と経営革新計画があるが、認定権限は前者が国、後者が都道府県（複数社共同の申請で2つ以上の都道府県に本社が所在する場合の認定は除く）に分かれている。 両計画は別個の計画であるが、「経営力の強化」という観点では共通しており、内容についても、密接に関連している計画と言える。 両計画の内容や支援措置、事業者の考えている事業計画がどちらの計画に該当するかといった相談を国、都道府県のそれぞれにしなければならず、煩雑であり、都道府県に一元化してもよいのではないかという経営革新等支援機関の意見もある。 また、経営力向上計画は国の出先機関に申請することになっていることから、遠方の申請者にとっては、移動や申請手続きが負担となっている。 都道府県にとっても、経営力向上計画の認定権限がないことから、地域の中小企業に対して、経営革新計画も含めた他の中小企業支援施策と一体的な支援が行えていない。 【参考】 ■経営力向上計画 　人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資により、事業者の生産性を向上させるための計画（主に事業者の既存事業を対象とした計画） ■経営革新計画 　事業者が新商品の開発や新たなサービスの提供等新たな取組によって事業活動を向上させるための計画
108	B　地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	罹災証明に係る一連の手続・制度の見直し	『災害に係る住家の被害認定の一次調査における地方公共団体の判断に基づく手続の簡素化に向けた選択可能な調査方法』、『被害の程度及び認定基準の区分について、地方公共団体の判断に基づいた設定を可能とする』以上2点を、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記すること。 　また、被害認定事務において、官民の調査基準の統一を行ったうえで調査の一本化を行うこと。さらに官民の連携や関係機関等と連携した調査体制を構築することや官民の調査結果の相互利用を可能とするなど、調査の対応について複数の選択肢の検討を求める。	平成28年4月16日に発生した熊本地震においては、由布市では発災以降、「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針」に則り、県及び県内自治体職員等の支援を受け、約140日間、延べ950人余りの調査員を動員し、被害住家等の調査を行った。 　当市においては、住家の罹災証明交付件数2，449件のうち、「半壊に至らない（一部損壊）」と認定された住家は、2，316件（94．6%）と大半を占めている。 　半壊に至らないことが明らかに判断できる場合は、現地調査の省略による簡素化を図ったところであるが、損害程度別の具体的事例写真やイメージ図などの照合資料が少ないため、2次調査の申請（住家121件）が多く出され、調査期間の長期化を招くこととなった。 　また、一部損壊と認定された住家においては、屋根、壁、基礎等が広範囲にわたり被害を受けているケースがあり、修復に多額の費用を要するものの、公的な被災者再建支援の対象とはならず、住宅復旧の遅延が懸念されるところである。 　一連の調査により、一部損壊と認定された住家は、被害程度の幅が非常に大きく、ごく軽微な被害も含まれる一方で、損害割合が半壊により近い15%～19%の住家は全体の12．5%になっており、生活再建支援制度の対象とならないほか、義援金でも大きな差が生じることとなっている。 　さらに、地震保険の損害認定基準と被害認定基準については、調査の対象部位や損害割合の算定方法が異なっており、いわば二重の調査による被害認定に対する被災者の不満や不信感の声が多く寄せられ、2次調査さらに再調査を申請することになり、調査期間の長期化や従事職員の事務負担の増大を招く要因となった。
168	A　権限移譲	その他	国の会計事務に関する受任権限の指定都市への付与	指定都市が国の会計事務（以下、国費事務という）について、委任を受けることを可能とし、指定都市に係る国費事務は都道府県を介さないで行えるようにする。	【現行制度】 国費事務は、会計法により、知事又は知事の指定する職員が行うこととすることができるとされている。この規定に基づき、都道府県は国の会計機関として、支出負担行為や支出の決定、繰越承認申請などの国費事務を行っている。しかし、市町村は国からの委任を受けられないことから、都道府県は国庫補助金（交付金を含む）に係る会計処理等の国費事務について、指定都市を含め市町村分を代行している。 一方、国庫補助金に係る申請や変更申請手続、繰越承認申請前の調整等について、指定都市は県を介さず国と直接行うこととされているものも少なくない。これらの国費事務は、県が実質的な調整過程に関与しないまま、形式的な手続き（官庁会計システムの打込み作業等）のみを担っている。 【支障事例】 指定都市は、申請手続等を国と直接行うものについても、最終的な会計処理は県に依頼することになるため、県への説明等に時間を要するだけでなく、短期間で必要資料作成等の事務処理を行わなければならない。 また、県では詳細なチェックができないため、事務が形骸化してしまい、責任ある処理が困難である。さらに、付帯する各種照会（示達額確認、国費進捗など）等についても県が相当の事務を担っている。 例えば、社会資本整備総合交付金関係では、H28年度、35件約66億円分の支出事務を行った。指定都市は他の市町村よりも国費金額やその流用も多いため、国費の動きを県で把握することが困難である。

管理番号	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他（特記事項）
66	【権限移譲による効果】 経営力向上計画と経営革新計画の窓口をワンストップ化することにより、申請者の利便性の向上及び両計画認定による一体的な支援につながる。 また、申請等窓口が県民により身近な都道府県となり、申請者の負担軽減につながる。 都道府県にとっても、経営力向上計画や経営革新計画に加えて、各都道府県独自の中小企業支援を行うことで、地域の実情に即した効果的な支援が期待できる。 【移譲に際しての懸念と対応策】 経営力向上計画では、現状では事業分野別の指針において目標設定等の項目が定められており、認定も各事業分野ごとの主務大臣となっている。都道府県知事に権限移譲する場合であっても、経営革新計画と同様に同指針に基づいて認定を行うことが可能であると考える。 【参考】 ■認定件数（H28.7～H29.2） 　全国　16,146件　（経産省12,738件、国交省1,225件、農水省1,127、厚労省566件、国税庁167　等） 　うち広島県　419件	中小企業等経営強化法第13条、第14条	総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	広島県、鳥取県、島根県、山口県、宮城県	―
108	1.「調査手続の簡素化」 　1次調査においては、地方公共団体の判断に基づき、選択可能な具体的手順として、①「全ての住家について、被災写真等との照合による自己申告方式により、被害程度の判定を行う。」、②「明らかに半壊に至らないと判断できる住家については、事例写真等と被災写真の照合により、被害程度の判定を行う。」、③「半壊に至らないと判断できない住家については、外観、傾斜、部位の判定による調査により、被害程度の判定を行う。」といった具体的手順を選択可能な調査方法として、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がことを期待する。 2.「被害の程度及び認定基準の区分の再編」 　自治体独自の支援策（災害見舞金、住家の補修補助等）の円滑な運用にあたって、被害の程度及び認定基準の区分については、地方公共団体の判断に基づいた設定が可能である旨、運用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がることを期待する。 　また、罹災証明発行後の疑義に対する窓口対応や2次調査等の所要時間の短縮が図られ、事務負担の軽減につながると考えている。 3.「民間の地震保険損害認定基準との調整又は活用」 　被害認定事務においては、官民の調査基準を統一したうえで調査の一本化を行うことで、民間保険会社と地方公共団体との連携（調査対象の分担等）や、その調査結果について相互に活用が可能となること、また、民間保険会社のみならず建築士会や土地家屋調査士会等、知識と経験を有する団体と連携するなど、調査に関する対応について、複数の選択肢があればより効率的かつ効果的な調査が可能となる。	・「災害の被害認定基準」 ・「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針」（平成25年6月内閣府＜防災担当＞）	内閣府、金融庁、財務省	由布市、大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、国東市、日出町、九重町、玖珠町、姫島村	―
168	指定都市では、一貫した国費事務が可能となり、事務の迅速化・効率化が図られる。県では、指定都市分の形式的な手続きが省略され、事務の効率化が図られる。 さらに、国費事務の責任がより明確になる。	会計法第48条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条	財務省	埼玉県	―

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞：団体名	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞：支障事例	各府省からの第1次回答
66	―	―	中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画は、平成28年7月より制度を開始し、1年間で約24000件の認定を行っている。本制度は経営革新計画と異なり、主務大臣が「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に定める一定の事項について、事業分野を指定し当該分野に特化した経営力向上の実施方法を定める「事業分野別指針」を策定し、事業者はその事業分野に応じて、当該事業分野別指針を踏まえて作成し、当該指針を策定した主務大臣に申請し、認定を受けるスキームとなっている。 　各主務大臣が認定するのは、各事業分野の経営に関する最新の状況を全国レベルで把握し、指針を策定した各事業所管大臣が、事業分野ごとの汎用的な知見に基づき、直接審査・認定したほうが、本計画による経営の向上の上では効果が高いという考え方に基づくもの。また、現在まだ施行後1年を経過したところであり、事業分野別指針の内容を含め、国側で制度全体の運用状況を直接把握し、改善に務めるべき段階。これらの理由から、今後も引き続き国で認定を行うことが適当と考える。
108	常総市、ひたちなか市、上越市、亀岡市、大阪府、八尾市、伊丹市、鹿児島市	○本市では、被災者生活再建支援システムを導入し罹災証明書の発給に備えているが、被害程度の判定について、調査開始から確定までに相当の時間を要するものと考えている。制度の改正により確定までの時間が短縮されるのであれば、より生活再建が早期にできるものと思慮される。 ○南海トラフ巨大地震のような市内全域において甚大な建物被害が発生する災害時には、本市においても調査人員の著しい不足が予想され、より「調査手続の簡素化」等による業務の効率化が必要である。	地震保険の目的は、官民共同の保険により、「被災者の生活の安定に寄与する」こと。被災された保険契約者に迅速・確実に保険金を支払うことにより、地震国日本における安心の拠り所となってきた。また、今後の巨大地震等への懸念からも、地震保険制度の信頼性、強靱性が求められている。 　今回の検討に当たっては、地震保険と自治体の罹災証明のための被害認定・調査の目的、対象、方法、基準、深度等の違いや制度変更の及ぼす影響等について慎重な検討が必要。 1．保険会社と自治体の調査基準の統一 　地震保険の損害認定は、専門家の意見等に基づき、「長期的な収支相償の範囲内で、できる限り低い保険料」で、「迅速な保険金支払による被災者（契約者）の支援」を実現するため、長い年月をかけて損害保険業界が構築してきたシステム。 　地震保険の損害認定基準は、主要構造部の被害のみに着目する、再査定の際に同一対象の再調査をしない、などの簡素化が図られている。これは、多額の公金の支給要件となるため詳細な調査が必要となる罹災証明に対し、民民の契約に基づき迅速な保険金支払いを目的とする地震保険の特性によるもの。このように、被害認定基準・手法の違いが大きい中、地震保険の損害認定基準を、より複雑な罹災証明の被害認定基準に統一することは、損害査定や保険金支払いの迅速性に大きな影響を及ぼす可能性があり、被災者（契約者）の理解が得られない。さらには、支払い保険金や（損害調査費用を含む）保険料の額に大きな影響を及ぼし、地震保険の普及を妨げる要因となるほか、地震保険制度の強靱性を確保できなくなる可能性。 2．調査の一本化 （1）調査結果の相互活用 　罹災証明の発行は災害対策基本法に基づき自治体の責任で行われるもの。民民の契約による地震保険の損害調査の結果を活用する場合、調査結果の責任の所在が不明確となり、認定結果に対する不満や混乱の結果、地震保険の保険金支払いや、罹災証明に基づく公的支援の遅延につながることが危惧され、被災者の理解が得られない。 （2）調査実施の連携 　損害保険会社は、民民の契約に基づく責任を負っており、保険会社は地震保険の契約者に対してのみ損害認定（調査）が可能。自治体は、保険契約者以外の被災者の被害認定を行うことになるが、被災者を地震保険契約者とそれ以外に区別し、損害の調査を保険会社と自治体で分担することは、被災者間で損害認定の精度や結果の乖離に関する疑問や不信感を惹起する可能性があり、被災者の理解が得られない。 　自治体職員は、被災時には避難所の開設・運営、被災者からの要望対応や各方面との連絡調整など多岐にわたる業務に取り組む必要がある中、被災世帯毎に地震保険加入の有無により対応に差異を設けることは、現場の更なる混乱につながり、効率的な被災者支援や負担の軽減にはつながらない可能性。 　以上から、本提案の実現は困難であると考えられる。
168	神奈川県	○【現行制度】 本県内の指定都市についても、国の会計事務を法定受託している県を介さず、直接補助事業について国と調整を行っているものが少なくないため、同様の支障が発生しており、会計処理は形式的なものとなっている。 【支障事例】 直接国と指定都市がやりとりする補助金については、国と当該市の間で交付決定の通知や、補助事業に関する調整が行われており、そこに国の会計機関としての県は介在しないため、会計処理を行うための情報（交付決定や、事業の進捗など）を当該市に確認しないと入手できず、執行管理が非常に困難となっている。 なお、例として本県の社会資本整備総合交付金においては、H28年度、54件約227億円分の支出事務を行った。	ご指摘の支障事例については、会計法第48条及び補助金適正化法第26条第2項によって国から指定都市への事務の委任ができないから生じているというよりは、むしろ都道府県が行うこととする事務の範囲の設定の問題であって、国から指定都市への委任を可能とすることによって解消するものではないと考えられる。 　これらの規定により国の会計事務のすべてを都道府県が行うこととすることはできないが、当該事務をどの範囲で都道府県が行うこととするかによって支障事例を解消する余地がある。 　なお、都道府県の事務の実施に支障があるような事務の範囲の設定に対しては、都道府県には、例えば、法の規定により都道府県知事が同意を行わないという意思決定の余地がある。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解：見解	補足資料	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解：見解	補足資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答
66	住民に身近な行政は地方公共団体が行うことにより，地域に多様性・自立性が生まれ，新たな成長・活性化につながるものと考える。地域を支える中小企業・小規模事業者の支援については，中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に即して，行うべきである。 　本提案は，「経営力向上計画」と「経営革新計画」が，中小企業等経営強化法に基づき定める計画であり，数値目標や支援措置等において共通点が多くあることから，申請者の利便性の向上及び都道府県の一体的な支援実施による中小企業者等の成長促進のため，中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に応じて行えるよう，認定権限の移譲を検討いただきたい。 　なお，各事業分野の経営に関する最新の状況を全国レベルで把握することについては，国が都道府県に対し，逐次，情報提供を行うなど，国との連携が図られれば十分対応可能であり，また，各事業所管大臣が事業分野ごとの汎用的な知見に基づき認定することについては，都道府県の各事業所管部局が指針に基づき認定することで対応が可能であると考える。	―	―	―	【全国知事会】 都道府県知事への移譲を前提として、当面「手挙げ方式」の活用も含めた検討をすべきである。		
108	「③民間の地震保険損害認定基準との調整・活用」の提案については、現在の地震保険の損害認定と罹災証明のための被害認定では、目的や調査基準、方法等が異なっており、統一に向けた調整は保険制度の変更による影響が大きく、難題であることは十分承知をしている。 　しかしながら、昨年の熊本・大分地震では被災者（保険契約者）から、「調査によって判定に差が生じるのはなぜか。」といった行政に対する不信感、調査時期の相違による不満から、2次調査、あるいは再調査の申請が出され、調査期間の長期化を招いた。 　そのため、内閣府、金融庁及び財務省の関係府省並びに関係団体が参画した検討会において、民間保険会社における住家被害認定調査のノウハウ等を活用し、市町村による罹災証明書の発行が少しでも迅速かつ円滑に行える方策について、十分に議論することを求める。	―	―	―	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう、適切な対応を求める。	○　第1次ヒアリングにおいて、内閣府（防災担当）から、被害認定調査手続の簡素化や認定の迅速化については見直しの検討を進めるとの趣旨の発言があったところであるが、内閣府（防災担当）において、簡素化に資する写真判定の導入等について、具体的な手順が分かるよう、「災害に係る住家被害認定業務　実施体制の手引き」を改正する等し、また、そのことを地方公共団体に対して周知していただきたい。 ○　内閣府（防災担当）において、罹災証明書に地方公共団体独自の被害認定区分を設定することができることを明らかにするとともに、独自の被害認定区分を設定している事例を「災害に係る住家被害認定業務　実施体制の手引き」に盛り込む等し、また、そのことを地方公共団体に対して周知していただきたい。 ○　第1次ヒアリングにおいて、金融庁及び財務省から、内閣府（防災担当）が設置した罹災証明制度に係る検討会に参画し、知恵を出すことは不可能でないとの趣旨の発言があったところである。内閣府（防災担当）においては、検討の場を設置し、金融庁及び財務省の参画を求めた上で、民間保険会社にも協力を求め、市町村による罹災証明書の発行が迅速かつ円滑に行える方策について、検討を行っていただきたい。	
168	会計法第48条の規定は、都道府県知事の同意を前提としているので、都道府県が行うこととする事務の範囲を見直し、法の規定により知事が同意を行わないという意思決定の余地があるという御指摘はもっともである。 　しかし、知事が同意を行わないとなると、指定都市に係る国費事務は全て国が行うこととなり、今度は国側で事務の負担増等の新たな支障が発生することが想定される。 　例えば、平成28年の仙台市提案「保健衛生分野の補助金交付申請における手続きの簡素化」（管理番号144）における、厚生労働省の第1次回答では、市町村の支出事務を国が行うこととした場合について、「全国の市町村の支払い事務が国に集中し、国の事務負担が大幅に増加し、期間が短縮されるどころか現状より多くの期間を要することになる」としている。 　また、指定都市分のみ国が国費事務を行う形態は、国と地方の役割分担の観点からすると適切であるとは言い難く、なにより、指定都市側で一貫した国費事務が行えないという現在の状況に何ら変化は生じないこととなる。 　以上により、指定都市に係る国費事務を国が行うようにするのではなく、法改正によって指定都市に受任権限を付与することが支障事例を解消する妥当な手段であると考えることから、改めて当該提案を御検討いただきたい。 　最後に、国庫補助金に係る事務（交付申請等の国との直接的かつ実質的な調整）を指定都市が行うことができる現状に対し、なぜ最終的な会計処理について委任の対象を都道府県に限定する必要があるのか、という点についても考慮していただきたい。	―	―	―	【全国知事会】 提案の趣旨を適切に踏まえ、更に検討すべき。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		